

写

蓮田市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、蓮田市長から平成25年度定例監査兼行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成27年3月26日

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 島 津 信 温

⑤

政 調 第 5 4 2 号

平成 2 7 年 3 月 1 9 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様
蓮田市監査委員 島津 信温 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成 2 5 年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書に基づく
指摘事項の措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のと
おり通知します。

(別紙)

平成25年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書に基づく
指摘事項の措置状況について

【指摘事項】

債権の時効消滅前に債権管理に係る平成20年度の関係書類が既に廃棄されていて収入未済額を確認することができなかった。管理書類がなくては正確な債権回収は無論のこと、適正な債権管理ができなくなるため、保存年限を見直し、文書管理の徹底を図る必要がある。

【措置状況】

蓮田市文書管理規則及び蓮田市文書管理規程に基づき、文書の保存期間、廃棄等について、文書管理の徹底を図り、適正な債権管理に努めてまいります。(子ども支援課)